

(資料 2)

伊賀南部浄化センター解体撤去工事 リスク分担表					
区分	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
			発注者	工事請負業者	備考
共通	提出書類リスク	仕様書等の誤記、提示漏れにより、発注者の要望事項が達成されない等	○		
	契約締結リスク	議会を含む発注者の事由により契約が結べない等	○		
		工事請負業者の事由により契約が結べない等		○	
	計画変更リスク	発注者の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○		
	近隣対応リスク	解体工事施工そのものに対する住民反対運動等	○		
		上記以外のもの		○	
	第三者賠償リスク	工事において第三者に及ぼす損害		○	
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○		
		上記以外の法令の変更等		○	
	税制度変更リスク	工事請負業者の利益に課される税制度の変更等		○	
		上記以外の税制度の変更等	○		
	事故の発生リスク	工事において発生する事故		○	
	事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	発注者の指示、発注者の債務不履行によるもの	○		
		工事請負業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
	環境保全リスク	工事請負業者が実施した工事内容の不備（例えば、施工不良）が明らかであり、当該不備に起因して周辺環境への汚染が拡大した場合		○	
		上記以外の要因により、周辺環境への汚染が拡大した場合	○		
工事段階	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
	建設着工遅延	発注者の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	工事費増大リスク	仕様書第1章総則5責任施工に記載範囲の事項によるもの		○	
		上記以外の要因によるもの	○		
	工事遅延リスク	発注者の指示変更による工事遅延	○		
		上記以外の要因による工事遅延		○	
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
	労働者の労働災害含リスク	工事請負業者が実施した工事内容の不備（例えば、ダイオキシン類対策、アスベスト対策）に起因して労働災害が発生した場合		○	
	廃棄物処理・汚染土壌リスク	廃棄物の不適切な処理で周辺環境への汚染が拡大した場合		○	
		上記以外の要因によるもの	○		
	仕様書等のリスク	仕様書等と著しく異なる状況（地下水位）による施工負担増に関するもの	○		
○主分担、△従分担					